

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

平成 31 年度機構要求査定結果及び総務省組織令（平成 12 年政令 246 号）の一部改正等を踏まえ、総務省組織規則（平成 13 年総務省令第 1 号）の一部を改正する。

2 主な改正内容

局 名	改正内容及び理由	改正条文
自治行政局	地域政策課国際室（１）の振替廃止 地域政策課企画官（１）の振替廃止 地域政策課国際協定専門官（１）を自治行政局直下へ移動	第23条 " 第23条の2
情報流通行政局	情報通信戦略企画官（１）の振替廃止	第52条
政策統括官	国際統計交渉官（１）の振替新設	第75条
サイバーセキュリティ統括官	企画官（サイバーセキュリティ政策担当）（１）の新設	第76条

上記のほか、所要の規定整備を行う。

3 施行期日

令和元年 7 月 1 日